

# 病 欠 証 明 書

学校名	金 沢 高 等 学 校
学年・組・氏名	年 組 番 氏名
受診した医療機関	
診断名	
初診日	月 日 ( )
療養期間	月 日 ( ) ~ 月 日 ( ) ( 日間)
上記の通り、欠席したことを届け出します。	
令和 年 月 日	
保護者等氏名	(自署)

※この証明書は、学校において感染症による出席停止の際に使用します。

**※医療機関の領収書（写し）または薬剤指示書（写し）を裏面に貼付して提出してください。**

参考 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）抜粋

○第1種 治癒するまで

○第2種 次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。

- ・ インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
- ・ 百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ・ 麻疹（はしか） 解熱した後3日を経過するまで
- ・ 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで  
(おたふくかぜ)
- ・ 風しん（三日ばしか） 発しんが消失するまで
- ・ 水痘（水ぼうそう） すべての発しんが痂皮化するまで
- ・ 咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ・ 新型コロナウイルス感染症 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

○第3種および結核、髄膜炎菌性髄膜炎

病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで